作業療法学科 音楽療法士(2種)コースについて

(2025年度以降入学生適用)

音楽療法士称号取得資格についてはコース制となっています。

コースへの登録については、下記の手続き等が必要となりますので、十分注意の上、時期や提出物等の間違いがないようにしてください。

- 〇コース定員 原則として 10 名上限
- ○コース登録・履修の要件
 - 1) 音楽療法士(2種)養成コースで学ぶ意思が明確であること
 - 2) コース登録には仮進級者試験の対象となる科目が2科目以内であること

〇手続きの流れ

O 1 100 C 07 700 1 0		
学年	時期	内容
1 年次	4 月	音楽療法士養成コース説明会、履修相談期間
	9月	音楽療法士養成コース説明会、志願理由書の配布
	9月~11月	履修相談期間
	12 月初旬	志望理由書提出
	1月中旬	面接・実技試験の実施
	3 月	決定・発表
2 年次	4 月	コース学生を対象とした説明会

- (注1)選択方法については1年次からガイダンスで説明する。
- (注2) 音楽療法士(2種) コースを希望する学生は、下記の科目を該当学年(1年次)に おいて履修することが必要である。

〔コース必修科目〕

- •音楽理論(1年前期)
- · 文化人類学(1年前期)
- ・ソルフェージュ(1 年後期)
- ・器楽(鍵盤)(1年後期)
- ·心理学(1年後期)

〔学科必修科目〕

- ·作業療法技術学演習 I (1年後期)
- ・プロフェッショナリズム入門(1年前期)
- ・リハビリテーション概論(1年前期)
- 多職種連携入門(1年前期)
- ·生物学(1年前期)
- · 英語 A (1 年前期)
- 医学概論(1 年前期)
- ・医療倫理(1年後期)
- •生命科学(1年後期)

◆音楽療法士(2種)コース科目(2025年度以降入学生適用)

区分		授業科目	授業題目	配当年次	単位数		備考
					コース必修	OT学科必修	
音楽に関する分野	理論に関する科目群	音楽理論		1前	2		
	(4単位)	人間と文化	文化人類学(全学選択科目)	1前	2		
	実技に関する科目群 (14単位)	ソルフェージュ		1後	2		
		器楽(鍵盤)		1後	2		
		器楽(弦)		2前	2		
		伴奏法		2前	2		1
		合唱		2後	2		
		アンサンブル		3前	2		
		即興演奏		3後	2		
-		作業療法技術学演習 I		1後		1	
		音楽療法 <ot選択科目></ot選択科目>		3前	1		
	音楽療法に関する分野 (8単位)	音楽療法各論 <ot選択科目></ot選択科目>		3前	1		
(8里位)		音楽療法各論Ⅱ		3後	2		
		音楽療法総合演習		4後	3		
		基礎ゼミナール	プロフェッショナリズム入門	1前		1	
	教育に関する科目群(2単位以上)	教育相談 (カウンセリング)		4前	1		
療法の関連分野 12単位)	福祉に関する科目群(2単位以上)	障がい者当事者論		2前		1	
				2後		1	
		対象者の暮らしと生活		4後		1	
	医学・看護に関する科目群 (2単位以上)	医学概論		1前		1	
		リハビリテーション概論		1前		1	
				2前		2	
		人間と思想	心理学(全学選択科目)	1後	2		
	心理に関する科目群(2単位以上)	臨床心理学		2前		1	
音楽療法実習(3単位) *事前・事後指導1単位を含む		臨床実習Ⅳ(総合臨床実習)		4前		10	
		臨床実習Ⅲ(総合臨床実習)		3後		10	いずれか を修得
		臨床実習Ⅱ(検査・測定実習)		2後		5	
「音楽療法士(2種)の称号の授与規定」第3条 の3項に規定する教養関連科目(12単位) *外国語コミュニケーション2単位と 情報処理2単位を含む		多職種連携	多職種連携入門	1前		2	
		医療倫理	医療倫理	1後		2	
		自然科学入門	生命科学	1後		2	
			生物学	1前		2	
		統計学	基礎統計学	2前		2	
		英語 I	英語A	1前		1	
		英語Ⅱ、初修外国語	英語 II、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語 から一つ選択 (OT卒業要件: 語学4単位以上修得すること)	1後 2前・後の いずれか		1	
総計						47	

(目的)

第1条 この細則は、リハビリテーション科学部履修規程(以下「履修規程」という)第6条に定める作業療法学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

(コース制)

第2条 作業療法学科に、次に掲げる履修コース(以下「コース」という。)を置くものとする。 音楽療法士コース

(国家試験受験資格及び称号取得資格)

第3条 作業療法学科において取得可能な国家試験受験資格及び称号取得資格は、次に掲げるとおりである。

作業療法士国家試験受験資格

音楽療法士(2種)称号取得資格(全国音楽療法士養成協議会認定)

2 音楽療法士(2種) 称号を取得するためには、音楽療法士コースに登録し、当該コースで開設する科目の履修及び単位修得が必要である。

(コース登録手続)

- 第4条 音楽療法士コースに登録するには、1年次開講の音楽療法士コース必修科目を履修し、かつ、 所定の申請手続きを取らなければならない。
- 2 前項に定める登録手続きについては、所定の申請用紙を1年次後期の指定する期限までに提出しなければならない。
- 3 所定の申請用紙にて登録希望を申し出た学生を対象として、学科より選出した教員によって1年 次後期終了時に選考を行う。なお、コース登録には仮進級者試験の対象となる科目が2科目以内で あることを条件とする。
- 4 選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。
- 5 選考結果に基づきコース登録が認められた学生は、定められた履修費を指定する期日までに納めるものとする。納入した履修費はいかなる場合も返還しない。
- 6 コースの登録後の取止めについては、コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を提出する。 (コース登録学生数の制限)
- 第5条 音楽療法士コースに登録できる学生数は、原則として10名を上限とする。

(コース履修の条件)

(その他)

第6条 コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、 リハビリテーション科学部履修規程の定めるところによる。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則は、令和5年4月1日現在で在籍する学生にも適用する。

3 この細則は、令和7年4月1日から施行する。